

資料編

第 4 節 総合計画策定委員会

1 総合計画策定委員会

審議会からの意見や提言などを受け、野々海市第一次総合計画【中間見直し】(案)の検討を行うため、副市長を委員長とし、教育長、各部の部長の7人で構成する策定委員会を設置しました。

開催日時	検討項目
第1回 (平成28年5月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ●野々海市総合計画策定委員会の設置について ●策定スケジュールについて ●野々海市第一次総合計画後期基本計画策定方針(案)について ●野々海市第一次総合計画後期基本計画の構成(案)について ●目標人口について ●野々海市第一次総合計画基本構想(素案)について ●野々海市第一次総合計画基本計画(骨子)について
第2回 (平成28年6月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ●諮問書(案)について ●総合計画審議会資料について ●後期基本計画の体系(案)について ●目標人口設定にあたっての考え方
第3回 (平成28年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ●目標人口の設定について
第4回 (平成28年7月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ●目標人口の設定及び後期基本計画の施策について
第5回 (平成28年8月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ●目標人口の設定について ●野々海市第一次総合計画後期基本計画について
第6回 (平成28年9月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ●野々海市第一次総合計画後期基本計画について
第7回 (平成28年10月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ●野々海市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について ●基本構想と後期基本計画の追加修正について
第8回 (平成28年10月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想と後期基本計画の追加修正について ●野々海市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について ●野々海市第一次総合計画基本構想【中間見直し】(原案)について ●野々海市第一次総合計画後期基本計画(原案)について

2 総合計画策定委員会設置要綱

制 定 平成28年野々市市告示第3号
(平成28年1月15日)

(設置)

第1条 野々市市まちづくり基本条例(平成26年野々市市条例第37号)第3条第2項の規定に基づく野々市市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び見直しについて、必要な事項を検討し、及び各部局の調整を図るため、野々市市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び見直しに係る基本方針の検討に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画の立案に関すること。
- (3) その他総合計画の策定及び見直しに必要な事項の検討及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、副市長、教育長及び部長(教育委員会事務局の部長を含む。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(下部組織の設置)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として幹事会、部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

2 下部組織の所掌事務、組織等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。